

# し尿等受入施設移転整備・運営事業 実施方針

令和 8 年 6 月  
横浜市資源循環局



## はじめに

市は、本事業について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、効率的・効果的に推進するため、PFI法に基づく事業として実施することを検討している。

本事業に関し、PFI法に基づく特定事業の選定及び特定事業を実施する事業者の選定を行うに当たり、PFI法第5条第1項の規定により実施方針を定めたので、同条第3項に基づき、次のとおり公表する。



## 【目次】

第1	特定事業の選定に関する事項	- 1 -
1.1	事業内容に関する事項	- 1 -
1.2	特定事業の選定及び講評に関する事項	- 4 -
第2	民間事業者の募集及び選定に関する事項	- 5 -
2.1	民間事業者の選定に関する基本的事項	- 5 -
2.2	民間事業者の募集及び選定の手順に関する事項	- 6 -
2.3	応募グループの備えるべき参加資格要件	- 11 -
2.4	提出書類の取り扱い	- 14 -
2.5	契約手続等	- 15 -
第3	民間事業者の責任の明確等事業の適切かつ確実な実施の確保に関する事項	- 16 -
3.1	基本的な考え方	- 16 -
3.2	予想されるリスクと責任分担	- 16 -
3.3	保険	- 16 -
3.4	提供されるサービス水準	- 16 -
3.5	PFI事業者の責任の履行に関する事項	- 16 -
3.6	モニタリング等	- 16 -
第4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	- 18 -
4.1	立地条件	- 18 -
4.2	本施設の規模等	- 18 -
4.3	土地等の使用に関する事項	- 18 -
第5	契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	- 19 -
5.1	基本的な考え方	- 19 -
5.2	管轄裁判所の指定	- 19 -
第6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	- 20 -
6.1	PFI事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	- 20 -
6.2	市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	- 20 -
6.3	いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合	- 20 -
6.4	金融機関等と市の協議	- 20 -
第7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	- 21 -
7.1	法制上及び税制上の措置に関する事項	- 21 -
7.2	財政上及び金融上の支援に関する事項	- 21 -
7.3	その他の支援に関する事項	- 21 -
第8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	- 22 -
8.1	議会の議決	- 22 -
8.2	情報公開及び情報提供	- 22 -
8.3	市からの提示資料の取り扱い	- 22 -
8.4	応募に伴う費用負担	- 22 -
8.5	問合せ先	- 22 -

<用語の定義>

用語	定義
市	横浜市をいう。
し尿等	し尿及び浄化槽汚泥（ビルピット汚泥及びディスポーザー汚泥を含む）をいう。
本事業	し尿等受入施設移転整備・運営事業をいう。
PFI 法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。
PFI 事業者	PFI 法に基づき、入札の結果、市より受託して本事業を実施するものをいう。
本施設	本事業で新たに整備する、市内で発生するし尿等を受入れ、沈砂、し渣及び汚泥に分離する前処理を行い、汚泥を下水道河川局南部汚泥資源化センター※に圧送するためのし尿等受入施設をいう。 ※汚泥を資源化し、化石燃料の代替となるバイオマス由来の燃料として活用している施設
事業契約	PFI 法第 10 条第 1 項に基づいて市と PFI 事業者の間で締結する事業契約をいう。
審査委員会	学識経験者等で構成する横浜市民間資金等活用事業審査委員会をいう。
実施方針等	実施方針、要求水準書（案）及びモニタリング基本計画（案）をいう。
入札説明書等	入札説明書、要求水準書、モニタリング基本計画、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、事業契約書（案）をいう。
設計企業	本事業にかかる設計業務を行う企業をいう。
工事企業	建設（改修）業務を行う企業をいう。
工事監理企業	工事監理業務を行う企業をいう。
管理運営企業	管理運営業務を行う企業をいう。
SPC	特別目的会社をいう。
子会社	「会社法」第 2 条第 3 号及び「会社法施行規則」第 3 条の規定による子会社をいう。
親会社	「会社法」第 2 条第 4 号及び「会社法施行規則」第 3 条の規定による親会社をいう。
残渣物	沈砂及びし渣をいう。
ユーティリティ設備	電気、給水、排水（汚泥、プラント排水、生活排水）及び通信手段の各設備をいう。

## 第1 特定事業の選定に関する事項

### 1.1 事業内容に関する事項

#### 1.1.1 事業名称

し尿等受入施設移転整備・運営事業

#### 1.1.2 事業場所

横浜市金沢区幸浦二丁目7番地1 資源循環局金沢工場灰溶融施設内

#### 1.1.3 対象となる公共施設等

横浜市資源循環局 し尿等受入施設

#### 1.1.4 公共施設等の管理者の名称

横浜市長 山中 竹春

#### 1.1.5 事業の目的

本事業は、本施設の設計・建設（改修）及び管理運営について、民間事業者のノウハウを活用することで、効率的な事業実施を期待するとともに、安全かつ安定的に事業を運営することを目的とする。

#### 1.1.6 事業内容

##### (1) 事業概要

市内で発生するし尿等を受入れ、前処理を行い、汚泥を下水道河川局南部汚泥資源化センターへ圧送するための本施設に関する設計、建設（改修）及び管理運営までを選定事業者委ねるものである。

本事業は、PFI法に基づく特定事業として、民間事業者による整備運営を行う方針とし、事業の実施に当たっては、「横浜市中企業振興基本条例」の趣旨に鑑み、地域経済の活性化に資することにも期待するものである。

##### (2) 事業方式及び事業形態

本事業は、PFI事業者が、し尿等受入の設計業務及び建設（改修）業務を行った後、事業期間を通じて、PFI事業者が管理運営業務を行うRO（Rehabilitate Operate）方式とし、市はそのサービスの提供に対して対価を支払うサービス購入型の事業形態とする。

なお、市はPFI事業者が作成する長期修繕計画に基づき、本施設を45年以上にわたって使用する予定であり、PFI事業者は45年以上の使用を前提とし本事業を行うこととする。

##### (3) 事業期間

本事業の事業期間は、特定事業本契約締結日から令和32年3月31日までとする。

##### (4) 事業の業務範囲

本事業においてPFI事業者が行う業務範囲は、次のとおりである。

業務内容	PFI 事業者	市
統括マネジメント業・総務・経理業務・事業評価業務	○	
設計業務		
事前調査業務	○	
各種関係機関等との協議・調整業務	○	
設計及びその関連業務	○	
各種申請に関する業務	○	
建設（改修）業務		
本施設の土木・建築工事	○	
本施設の機械設備工事	○	
本施設の電気設備工事	○	
本施設の工事監理	○	
各種手続き・申請に関する業務	○	△ (市が実施すべき ものに限る)
その他本事業で実施するうえで必要な工事及び業務	○	
灰溶融施設内の機器類の解体・撤去	△ (改修作業時に追 加の撤去が必要 となった場合)	○
管理運營業務		
受入管理業務	○	
運転管理業務	○	
用役管理業務	○	
維持管理業務	○	
環境管理業務	○	
情報管理業務	○	
残渣物管理業務	○	
その他関連業務	○	
付帯業務	○	

#### (5) P F I 事業者の収入

##### ア 設計及び建設（改修）の対価

市は本施設の設計業務及び建設（改修）業務の対価について、事業期間終了までの間、事業契約に定める額を支払う。

##### イ 管理運営の対価

市は管理運營業務の対価について、事業期間終了までの間、事業契約に定める額を原則として支払う。

サービス対価の構成		支払方法	対象
設計・建設（改修） の対価	サービス購入料A 1	割賦支払	設計・建設（改修）費※1
管理運営の対価	サービス購入料B 1	四半期払	固定費※2
	サービス購入料B 2	四半期払	変動費※3
	サービス購入料B 3	四半期払	修繕費
	サービス購入料B 4	四半期払	ユーティリティ費

※1 設計及び建設（改修）業務の遂行に係る対価として支払う金額と、それを割賦払いするに際して必要となる割賦金利

- (例)
- ・設計費（必要な調査費を含む）
  - ・工事費（土木・建築・機械設備・電気設備等）
  - ・工事監理費
  - ・必要な行政手続きに関する費用
  - ・事業者の開業に伴う諸費用
  - ・建中金利
  - ・融資組成手数料

・その他本事業を実施する上で必要な工事及び業務に係る費用  
 ・割賦金利（上記各費用を割賦払いするに際して必要となる金利）

※2 管理運営業務に係る費用等（人件費、消耗品費、薬品費、処分費、材料費等）のうち固定的部分（修繕費、ユーティリティ費は除く）

- (例)
- ・保全管理業務に係る費用
  - ・保守点検業務に係る費用
  - ・運転管理業務に係る費用（固定分）
  - ・物品等の調達管理業務に関する費用（固定分）
  - ・清掃業務に関する費用
  - ・残渣物の処理費用（固定分）
  - ・その管理運営に関する費用として認められる関連費用（例：事業者の運営経費等）

※3 管理運営業務に係る費用等（人件費、消耗品費、薬品費、処分費、材料費等）のうち変動的部分（修繕費、ユーティリティ費は除く）

- (例)
- ・運転管理業務に関する費用（変動分）
  - ・物品等の調達管理業務に関する費用（変動分）
  - ・残渣物の処理費用（変動分）

#### (6) 事業のスケジュール（予定）

事業のスケジュール（予定）の概要は次のとおりである。

基本協定の締結	令和 9 年 10 月
事業契約の締結	令和 10 年 2 月

本施設の設計・改修期間	令和 10 年 3 月～令和 12 年 3 月
本施設の引渡し	令和 12 年 3 月 31 日
本施設の管理運営開始	令和 12 年 4 月
事業終了	令和 32 年 3 月 31 日

### 1.1.7 事業に必要とされる根拠法令等

本事業の実施に当たっては、遵守すべき法規制及び適用される基準等については、「し尿等受入施設移転整備・運営事業 要求水準書（案）」を参照すること。

## 1.2 特定事業の選定及び講評に関する事項

### 1.2.1 特定事業の選定基準

市は、本事業を PFI 法に基づく特定事業として実施することで、事業期間を通じた市の財政負担の縮減が期待できる場合、または、市の財政負担額が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上が期待できる場合に、本事業を特定事業に選定する。

### 1.2.2 特定事業の選定方法

市の財政負担額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

公共サービスの水準は、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

### 1.2.3 選定手順

市は、次の手順により客観的評価を行う。

- (1) コスト比較による定量的評価
- (2) 民間事業者に移転されるリスクに係る評価
- (3) その他の質的な評価
- (4) 総合的評価

### 1.2.4 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合には、その判断の結果を評価内容と併せ、事業者の選定等への影響に配慮しつつ、速やかにホームページ等を用いて公表する。

なお、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっても同様に公表する。

## 第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### 2.1 民間事業者の選定に関する基本的事項

#### 2.1.1 基本的な考え方

本事業は、設計、建設（改修）及び管理運営等の各業務について、PFI 事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービス提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力、ノウハウ、実績等を総合的に評価して選定する必要がある。そのため落札者の選定にあたっては、提案内容、市の財政負担額等を総合的に評価し、選定を行う予定である。

#### 2.1.2 選定の方式

本事業における事業者の募集及び落札者の選定については、競争性・透明性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札方式により行うものとする

#### 2.1.3 民間事業者の選定の方法

民間事業者の選定は、次のとおり実施することを予定している。

なお、詳細については、入札公告時に明らかにする。

##### (1) 入札参加資格確認

入札参加資格の確認として、応募グループに参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出を求め、市の一般競争入札有資格者名簿登載者であることや一定の実績を有することなどの確認を行う。

##### (2) 提案内容の審査

上記(1)で本事業を実施するために必要な資格を有すると確認された応募グループから、本事業にかかる具体的な業務の実施方法やサービスの対価の額等について提案を受け、これらの提案内容を総合的に評価したうえで、落札者を決定する。

なお、提案の評価基準、提案書の提出方法、提出時期及び提出書類の詳細等については、入札公告時に明らかにする。

#### 2.1.4 横浜市民間資金等活用事業審査委員会による評価

市は審査委員会において、応募グループの提案内容を評価し、最優秀提案者を選定する。市は、審査委員会の選定結果をもとに落札者を決定する。

なお、審査委員会の委員については、入札公告時に明らかにする。

#### 2.1.5 審査の方法

審査は、資格審査と提案審査の2段階に分けて実施する。

なお、提案の評価基準、提案書の提出方法、提出時期及び提出書類の詳細等については、入札公告時に明らかにする。

### (1) 資格審査

入札参加希望者に、参加表明書、資格審査に必要な書類の提出を求める。

### (2) 提案審査

資格審査通過者に対し、本事業に関する提案内容を記載した提案書の提出を求める。

## 2.1.6 入札の中止等

競売入札妨害又は談合行為の疑い、不正又は不誠実な行為等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争性を確保し得ないと認められるときは、入札の執行延期、再入札公告又は入札の取り止め等の対処を図る場合がある。

## 2.1.7 落札者を選定しない場合

事業者の募集及び落札者の選定の過程において、応募グループが無い、あるいは、いずれの応募グループも市の財政負担額の縮減が見込めない等の理由により、本事業を PFI 事業として実施することが適当でないと判断された場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

## 2.2 民間事業者の募集及び選定の手順に関する事項

### 2.2.1 民間事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）

事業者の募集及び選定にあたっては、次の手順及びスケジュールで行うことを予定している。

民間事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）

日程		内容
令和8年	6月	実施方針等の公表
	6月	実施方針等に関する質問及び意見等の受付
	7月	実施方針等に関する質問及び意見への回答の公表
	9月	特定事業の選定及び公表
	12月	入札公告（入札説明書等の公表）
令和9年	1月	入札説明書等に関する質問受付
	2月	入札説明書等に関する質問への回答公表
	3月	資格審査書類の受付及び審査
	6月	入札提出書類の提出
	7月	提案書に対する事業者ヒアリング
	9月	落札者決定公表
	10月	落札者との基本協定の締結
11月	PFI事業者との事業契約の仮契約の締結	
令和10年	2月	事業契約に係る議会議決（本契約の締結）

## 2.2.2 現地見学

事業場所への現地見学については、次のとおりとする。

### (1) 現地見学時期

令和8年6月23日（火） 午前9時から午後5時まで

※具体的な日時については、市にて指定する。なお、見学時間は各社あたり1時間程度の予定である。

### (2) 申し込み方法

本施設の現地見学を希望する者は、申し込み用紙（様式－1）に必要事項を記入して、以下の要領にて申込書を提出すること。なお、1社5名までとする。

内容	説明
受付期間	令和8年6月12日（金）～令和8年6月19日（金）
受付方法	上記期間に、電子メールによる送信のみを受け付ける。 なお、電子メール送信後、土曜・日曜・祝祭日を除く24時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに問合せ先に連絡すること。
申込書の様式	様式－1の書式を用いて添付ファイルとして電子メールにて以下のアドレス宛に送信すること。
電子メールアドレス	sj-shinyoseibi@city.yokohama.lg.jp
電子メールの件名	電子メールの件名は【(企業名等) し尿等受入施設移転整備・運営事業現地見学希望】とすること。
電子メール到着確認に関する問い合わせ先	横浜市 資源循環局 適正処理計画部 施設計画課 し尿等受入施設整備担当 Tel : 045-671-2542

### (3) 見学方法

希望する者に、別途案内を通知する。

### 2.2.3 実施方針等に関する質問及び意見等の受付及び回答

#### (1) 質問及び意見等の受付

実施方針等に対する質問及び意見等の受付を、以下の要領にて行う。

内容	説明
受付期間	令和8年6月15日（月）～令和8年6月26日（金）
受付方法	上記期間に、電子メールによる送信のみを受け付ける。 なお、電子メール送信後、土曜・日曜・祝祭日を除く24時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに問合せ先に連絡すること。
質問及び意見・提案の様式	ホームページに掲載する指定様式（様式－2～様式－4）を用いて、質問及び意見等を添付ファイルとして電子メールにて、以下のアドレス宛に送信すること。
電子メールアドレス	sj-shinyoseibi@city.yokohama.lg.jp
電子メールの件名	電子メールの件名は【(企業名等)し尿等受入施設移転整備・運営事業質問】とすること。
電子メール到着確認に関する問い合わせ先	横浜市 資源循環局 適正処理計画部 施設計画課 し尿等受入施設整備担当 Tel：045-671-2542

#### (2) 質問に対する回答

質問に対する回答については、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位又はその他正当な利益を害するおそれがあるものと市が認めたものを除き、以下の要領にて公表する。（電話や窓口等での直接回答は行わない。）

なお、提出のあった意見等は、原則として公表しない。

回答	令和8年7月10日（金）公表予定
ホームページアドレス（URL）	<a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/seibi/shinyoseibi.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/seibi/shinyoseibi.html</a>

### 2.2.4 実施方針の変更

市は実施方針等公表後における民間事業者等からの意見・提案を踏まえ、実施方針の内容の見直し及び変更を行うことがある。

変更を行った場合には、特定事業の選定までにホームページ等で速やかに公表する。

### 2.2.5 特定事業の選定及び公表

本事業を PFI 事業として実施することが適当であると認められる場合、PFI 法第7条に基づき、本事業を特定事業として選定し公表する。

## 2.2.6 入札公告

本事業は、WTO 政府調達協定が適用されることから、横浜市公報により入札公告する。また、入札説明書等は、市ホームページで公表する。

## 2.2.7 入札説明書等に関する質問の受付、回答の公表

入札説明書等に記載した内容に関する質問を受け付け、回答を市ホームページで一括して公表する。なお、質問の提出方法の詳細は入札公告時に提示する。

## 2.2.8 資格審査書類の受付及び審査

入札参加希望者は、入札参加表明書及び入札資格確認申請書を提出すること。資格確認の結果は、入札参加希望者（代表企業）に対して入札参加資格確認通知の発送により通知する。

なお、提出方法の詳細は入札公告時に提示する。

## 2.2.9 入札提出書類の提出

入札参加者は、本事業に関する事業計画等の提案内容を記載した入札提出書類（提案書等）を提出する。

なお、提出方法の詳細は入札公告時に提示する。

## 2.2.10 落札者の決定及び公表

市は提案内容の評価等の案を作成し、審査委員会の意見聴取を踏まえて審査を行い、総合評価落札方式により落札者を決定する。

なお、結果については、入札参加者に通知するとともに、市のホームページ等で公表する。

## 2.2.11 基本協定の締結、仮契約の締結

落札者は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として、横浜市内に本事業の実施のみを目的とした特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立することとする。

SPC 設立の要件は、PFI 事業者への出資は落札者の構成企業全員によるものとし、落札者の構成企業以外の者の出資は認めない。また、落札者の構成企業のうち、代表企業の出資割合は 50%を超えるものとし、代表企業の議決権保有割合は、設立時から事業期間を通じて 50%を超えるものとする。

なお、全ての出資者は、事業契約が終了するまで PFI 事業者の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

ただし、事業契約に定める事業の区分経理上の独立性が確保されている場合は、SPC を設立しないことができるものとする。

- (1) 落札者が SPC を設立する場合は、「会社法」に規定される株式会社とし、横浜市内に設立するものとし、市は SPC と仮契約を締結する。なお、仮契約に先立って、双方の義務について必要な事項を規定することを主な目的として、市と落札者は基本協定を締結する。
- (2) 落札者が SPC を設立しない場合は、市は落札者と仮契約を締結する。なお、仮契約に先立って、双方の義務について必要な事項を規定することを主な目的として、市と落札者は基本協定を締結する。

#### 2.2.12 本契約の締結

仮契約は、横浜市会の議決を経たときに本契約となる。

## 2.3 応募グループの備えるべき参加資格要件

### 2.3.1 応募グループの構成等

応募グループの構成等は、次のとおりとし、事業スキームの参考イメージ（添付資料1）も参照すること。

- (1) 応募グループは、設計企業、工事企業、工事監理企業及び管理運営企業により構成されるグループとする。
- (2) 応募グループが SPC を設立する場合、PFI 事業者から直接、1.1.6(4)に掲げる業務のうちの一部を請負又は受託し、かつ、SPC に出資することを予定している者を「構成企業」とし、構成企業以外の者で、PFI 事業者から直接、1.1.6(4)に掲げる業務を受託し又は請負い、かつ、SPC に出資しないことを予定している者を「協力企業」とする。  
応募グループは、入札参加資格確認の申請時には、構成企業又は協力企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。
- (3) 応募グループのうち、応募グループが SPC を設立しない場合、PFI 事業者から直接、1.1.6(4)に掲げる業務のうちの一部を請負又は受託することを予定している者を「構成企業」とする。
- (4) 応募グループの構成企業の企業数の上限は任意とするが、構成企業は本事業の実施に関して各々適切な役割を担う必要がある。
- (5) 応募グループは、「2.3.2(2) 各業務にあたる者の資格要件」のいずれかの要件を満たす1者を、当該入札参加者を代表する「代表企業」として定めるものとする。代表企業は構成企業とし、当該代表企業が入札手続き等を行うものとする。
- (6) 参加表明書提出以降、応募グループの構成企業の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではない。
- (7) 入札参加者の構成企業は、他の応募グループの構成企業となることは認めない。なお、参加表明書提出以降、特段の事情があると市が認めた場合及び入札参加資格を失った場合等により応募グループから脱退した構成企業も、他の入札参加者の構成企業となることは認めない。
- (8) 構成企業及びその子会社又は親会社は、他の構成企業又は協力企業になることはできない。
- (9) 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

### 2.3.2 応募グループの参加資格要件

構成企業及び協力企業は、次の参加資格要件を満たすものとする予定であるが、詳細については、入札公告時に示す。

#### (1) 共通の資格要件

- ア 「横浜市契約規則」（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 5 号）第 3 条第 1 項に掲げるものでないこと及び同条第 2 項の規定に定めた資格を有する者であること。なお、本市の入札参加資格を有しない企業等が構成企業又は協力企業として入札参加を希望する場合には、入札参加資格審査の随時登録申請等に基づき申請を行うこと。
- イ 「横浜市指名停止等措置要綱」に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。ただし、指名停止期間が 1 か月以内のものである場合は、この限りでない。

- ウ 監督官庁から営業停止の監督処分を命じられ、本件入札又は契約に支障をきたす者でないこと。
- エ 次の法律の規定による申立て又は通告がなされていない者であること。
  - (ア) 「会社更生法」(平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条及び改正前の「会社更生法」(昭和 27 年法律第 172 号) 第 30 条の規定による更生手続開始の申立て(ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。)
  - (イ) 「民事再生法」(平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条の規定による再生手続開始の申立て(ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。)
  - (ウ) 「破産法」(平成 16 年法律第 75 号) 第 18 条又は第 19 条の規定による破産の申立て
  - (エ) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) 第 511 条の規定による特別清算開始の申立て
- オ 市が本事業について、アドバイザー業務を委託した株式会社日水コン、株式会社日水コンが本アドバイザー業務において提携関係にある三浦法律事務所、並びにこれらの子会社又は親会社でないこと。
- カ 本事業の審査委員、審査委員が所属する団体等と資本金面若しくは人事面において関連のある者でないこと。
- キ 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」(平成 11 年法律第 147 号) 第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる処分を受けている者でないこと。
- ク 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びその構成員又はその構成員の統制下にある者でないこと。
- ケ 国税、地方税を滞納している者でないこと。
- コ 構成企業及び協力企業については、PFI 法第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。

## (2) 各業務にあたる者の資格要件

構成企業及び協力企業のうち、設計業務、建設(改修)業務及び管理運営業務にあたる者は、それぞれ次の資格要件を満たすものとし、各業務を複数の企業で実施する場合は、そのうち 1 者が資格要件を満たせば良いものとする。各業務にあたる者の資格要件を満たす者が資格要件を満たす複数の業務にあたることは認めるものとする。

### ア 設計業務にあたる者の要件

本施設の設計を行う者は構成企業又は協力企業とすること。

- (ア) 「建築士法」(昭和 25 年法律第 202 号) 第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。なお、平成 15 年度以降に建築士法により監督処分を受けたことがないこと。
- (イ) 令和 7・8 年度横浜市一般競争入札有資格者名簿(設計・測量等関係)において登録を認められている者又はその営業を継承した者と認められる者であること。  
なお、登録申請中である者は、提案書の提出日までに登録を認められなかった場合、入札参加資格を欠くものとする。

- (ウ) 本事業の入札参加資格確認申請書の申請までに汚泥再生処理センター、し尿処理施設又はし尿受入施設等（処理能力 70kL/日以上）の設計業務の元請実績を 1 件以上有すること。

#### イ 建設（改修）業務にあたる者の要件

本施設の建設（改修）を行う者は構成企業又は協力企業とすること。

- (ア) 「建設業法」（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による機械器具設置工事または清掃施設工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- (イ) 令和 7・8 年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）において「機械器具設置」若しくは「管」に登録を認められている者、又はその営業を継承した者と認められる者であること。
- (ウ) 建設業法における機械器具設置工事業又は清掃施設工事業に係る監理技術者資格証の交付を受け、かつ汚泥再生処理センター、し尿処理施設又はし尿受入施設等に係る建設工事の経験がある技術者を、建設工事に専任で配置できること。ただし、技術者の配置については、PFI 事業者からの提案に基づき、市と協議のうえ、決定する。
- (エ) 本事業の入札参加資格確認申請書の申請までに汚泥再生処理センター、し尿処理施設又はし尿受入施設等（処理能力 70kL/日以上）の元請として施工実績を 1 件以上有すること。
- (オ) 入札参加資格申請時に提出した直近の経営事項審査総合評定値通知書の建設工事業に規定する清掃施設工事業又は機械器具設置工事業の総合評定値が 1,000 点以上であること。

#### ウ 工事監理業務にあたる者の要件

工事監理企業は、設計業務の参加資格要件を満たすこと。

#### エ 管理運営業務にあたる者の要件

本施設の運営・維持管理を行う者は構成企業とすること。

- (ア) 令和 7・8 年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において営業種目として「施設運転管理・保守」で登録を認められている者又はその営業を継承した者として認められるものであること。
- (イ) 管理運営業務の遂行において担当する業務に必要な資格（許認可、登録等）を取得していること。
- (ウ) 地方公共団体の汚泥再生処理センター、し尿処理施設又はし尿受入施設等に係る 10 年以上の運転管理業務実績を有すること。

### 2.3.3 参加資格の確認

- (1) 入札参加資格確認基準日は、別に定めるものを除き、入札参加資格確認申請書締切日とする。
- (2) 入札参加資格確認基準日の翌日から開札日までの間、構成企業又は協力企業のいずれかが入札参加資格を欠くに至った場合は、当該構成企業及び協力企業は入札に参加できない。  
ただし、代表企業以外の構成企業又は協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合は、次の場合に限り、入札に参加できるものとする。

ア 入札参加資格を欠いた構成企業又は協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成企業又は協力企業を補充し、必要書類を提出したうえで、市が入札参加資格等を確認し、開札日までに、これを認めたとき。

- イ 入札参加資格を欠いた構成企業又は協力企業が担当する業務に当たる者が複数である場合で、当該構成企業又は協力企業を除く構成企業及び協力企業ですべての入札参加資格等を満たすことを、開札日までに、市が認めたとき。
- (3) 開札日の翌日から落札者決定日までの間、構成企業又は協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合は、市は当該構成企業を落札者決定のための審査対象から除外する。  
ただし、代表企業以外の構成企業又は協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合は、次の場合に限り、当該構成企業の入札参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。
  - ア 入札参加資格を欠いた構成企業又は協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成企業又は協力企業を補充し、必要書類を提出したうえで、市が入札参加資格の確認並びに設立予定のPFI事業者の事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき。
  - イ 入札参加資格を欠いた構成企業又は協力企業が担当する業務に当たる者が複数である場合で、当該構成企業又は協力企業を除く構成企業及び協力企業で、すべての入札参加資格等を満たし、かつ設立予定のPFI事業者の事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと市が判断したとき。

## 2.4 提出書類の取り扱い

### 2.4.1 著作権

構成企業から提出された提案書の著作権は、構成企業に帰属する。

ただし、市は、本事業の公表及びその他市が必要と認める場合、落札者の提案書の一部又は全部を無償で使用でき、また、落札者選定結果の公表に必要な範囲で落札者以外の応募グループの提案書の一部を無償で使用できるものとする。

なお、提出を受けた書類は返却しない。

### 2.4.2 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、建設（改修）方法、管理運営方法等を使用した結果生じた責任は、応募グループが負うものとする。

### 2.4.3 提出書類の変更の禁止

入札参加者は、提出書類の変更を行うことはできない。

## 2.5 契約手続等

### 2.5.1 契約手続

#### (1) 基本協定の締結

市と落札者は、協議を行い、双方合意のもとに本事業に関する基本協定を締結する。

#### (2) 事業契約に関する協議及び事業契約の締結

基本協定を締結した後、落札者は、PFI 事業予定者として、市と本事業に関する事業契約の仮契約を締結し、議会の議決を経て、本契約を締結する。

#### (3) 一般廃棄物の運搬に関する契約の締結

構成企業又は協力企業が残渣物の運搬を担当する場合は、本契約を締結した後、市と PFI 事業者及び当該構成企業又は協力企業の間で三者契約を締結する。

### 2.5.2 入札参加資格を欠くに至った場合の取扱い

落札者決定日の翌日から事業契約が成立するまでの間、落札者の構成企業又は協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合その他所定の条件に該当した場合は、市は落札者と本事業に関する基本協定を締結せず、又は PFI 事業者と事業契約を締結しない場合がある。

ただし、代表企業以外の構成企業又は協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合は、次の場合に限り、当該落札者の入札参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。

- (1) 当該落札者が、入札参加資格を欠いた構成企業又は協力企業に代わって、入札参加資格を有する構成企業又は協力企業を補充し、必要書類を提出したうえで、市が入札参加資格を確認し、PFI 事業者（設立予定のものを含む。）の事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと市が判断したとき。

なお、補充する構成企業又は協力企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成企業又は協力企業が入札参加資格を欠いた日とする。

- (2) 入札参加資格を欠いた構成企業又は協力企業が担当する業務に当たる者が複数である場合で、当該構成企業又は協力企業を除く構成企業及び協力企業で、すべての入札参加資格等を満たし、かつ PFI 事業者（設立予定のものを含む。）の事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと市が判断したとき。

### 2.5.3 費用の負担

契約書の作成に係る落札者側の弁護士費用、印紙代など、事業契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

## 第3 民間事業者の責任の明確等事業の適切かつ確実な実施の確保に関する事項

### 3.1 基本的な考え方

本事業に設計、建設（改修）、工事監理及び管理運営における業務遂行上の責任は、PFI 事業者が負うものとする。

ただし、市が責任を負うべき合理的な理由があるものについては、市が責任を負うものとする。

### 3.2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と PFI 事業者の責任分担は、その概略を添付資料 2 にリスク分担表（案）として示すが、詳細については、入札公告に添付される事業契約書（案）に示すこととし、最終的に事業契約で規定する。

### 3.3 保険

PFI 事業者は、保険により費用化できるリスクについては、合理的な範囲で付保するものとする。

保険料は、PFI 事業者の負担とする。

### 3.4 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準については、入札説明書に添付する要求水準書において提示する。

### 3.5 PFI 事業者の責任の履行に関する事項

PFI 事業者は、事業契約に従い、誠意をもって責任を履行するものとする。

なお、事業契約締結にあたっては、契約の履行を確保するために、契約保証金の納付等の方法により事業契約の保証を行う。

なお、詳細については事業契約等で規定する。

### 3.6 モニタリング等

市は、PFI 事業者が提供する業務内容の確認及び PFI 事業者の財務状況の把握等を目的に、モニタリングを行う。なお、モニタリング基本計画（案）にて、モニタリングの体制や各段階のモニタリング方法を明らかにする。

#### 3.6.1 モニタリングの内容

##### (1) 設計及び建設（改修）段階

市は、PFI 事業者が行う設計業務及び建設（改修）業務等が事業契約に定める要求水準に適合するものであるかの確認を行う。

PFI 事業者の実施する設計業務及び建設（改修）業務等の水準が事業契約に定める水準を下回る事が判明した場合、市は是正措置等を求める。PFI 事業者は、市の要求に対し、自らの費用負担により、是正措置等を講ずるものとする。

## (2) 管理運営段階

市は、PFI 事業者の実施する管理運営業務について定期的に確認を行うとともに、PFI 事業者の財務状況についても確認する。

PFI 事業者の実施する管理運営業務の水準が事業契約に定める水準を下回ることが判明した場合には、市は業務内容の速やかな是正措置等を求めるとともに、管理運営業務の未達成の度合いに応じてサービスの対価の減額等を行う。PFI 事業者は市の要求に対し、自らの費用負担により、是正措置等を講ずるものとする。

また、PFI 事業者は、融資契約に基づき融資団に対して随時提出する事業者の財務諸表その他の資料を同時に市にも提出することとする。

なお、詳細なモニタリングの方法及び内容、並びにサービスの対価の減額基準等については、モニタリング基本計画において明らかにする。

## (3) 契約期間終了段階

PFI 事業者は、事業終了時の 2 年前に、設備の劣化等の状況及び設備の保全のために必要となる資料の整備状況を報告し、市はその報告内容について確認を行う。PFI 事業者は、要求水準を満たすよう、事業終了時までには修繕計画書に基づき修繕を行うほか、必要となる資料を整備し、市に確認等を受ける。

### 3.6.2 モニタリングの費用の負担

モニタリングにかかる費用のうち、市が実施するモニタリングにかかる費用は、市が負担する。PFI 事業者自らが実施するモニタリング、いわゆるセルフモニタリングにかかる費用は、PFI 事業者が負担する。

## 第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 4.1 立地条件

項目	内容
所在地	横浜市金沢区幸浦二丁目7番地1
都市計画地域	市街化区域
用途地域	工業地域（ごみ焼却場として都市計画決定）
建ぺい率	60%
容積率	200%
防火地域	指定なし
高度地区	指定 第7種高度地区

### 4.2 本施設の規模等

本施設の規模等は次のとおりである。なお、詳細については要求水準書（案）を参照すること。

項目	内容
処理対象物	し尿 浄化槽汚泥（ビルピット汚泥及びディスポーザー汚泥を含む）
計画処理量	計画処理量 し尿 20kL/日 浄化槽汚泥 90kL/日 合計 110kL/日 想定最大搬入量 220kL/日

### 4.3 土地等の使用に関する事項

本施設の建設（改修）予定地は市有地であるが、建設（改修）期間中は、PFI 事業者が敷地内の他施設の運営に影響しない範囲において無償にて使用を許可する。建物（金沢工場内灰溶融施設）についても無償にて使用を許可する。なお、本事業の履行を目的とした土地等の使用開始時期については、市とPFI 事業者が協議して決定するものとする。

## 第5 契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

### 5.1 基本的な考え方

事業契約及び事業契約に付帯する事業計画の解釈について疑義が生じた場合、市と PFI 事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約に規定する具体的措置に従うものとする。

### 5.2 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

### 6.1 PFI 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

市は、PFI 事業者に対して是正勧告を行い、一定期間内には是正策の提出・実施を求めることができる。PFI 事業者が当該期間内に是正することができなかつた場合は、市は契約を解除することができるものとする。詳細は事業契約等に規定する。

### 6.2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

市の責めに帰する事由により事業の継続が困難となった場合は、PFI 事業者は契約を解除することができるものとする。詳細は、事業契約等に規定する。

### 6.3 いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力、その他市又は PFI 事業者のいずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と PFI 事業者は事業継続の可否について協議を行う。

一定期間内に協議が整わない場合は、事前に書面による通知を行うことにより、市及び PFI 事業者は事業契約を解除することができるものとする。詳細は、事業契約等に規定する。

### 6.4 金融機関等と市の協議

本事業が適正に遂行されるよう、市は、PFI 事業者に資金供給を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を締結することがある。

## 第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 7.1 法制上及び税制上の措置に関する事項

PFI事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用される場合は、それによるものとする。

### 7.2 財政上及び金融上の支援に関する事項

PFI事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援をPFI事業者が受けることができるよう努める。

### 7.3 その他の支援に関する事項

市は、PFI事業者が本事業の実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で協力を行うものとする。

## 第 8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 8.1 議会の議決

市は、本事業の入札公告までに、議会の議決を経て債務負担行為の設定を行うものとする。  
PFI 事業契約の締結に関しては、令和 10 年第 1 回市会定例会に上程し、議決を得る予定である。

### 8.2 情報公開及び情報提供

「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」(平成 12 年 2 月条例第 1 号)に基づき本事業に関する情報公開請求があった場合は、同条例に基づき必要な対応を行う。

本事業に関する情報提供は、市のホームページ等を通じて適宜行う。

### 8.3 市からの提示資料の取り扱い

市が提供する資料は、本事業の提案に関する検討以外の目的で使用してはならない。

### 8.4 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募グループの負担とする。

審査の結果、次点及び次々点となった応募グループには、「公民協働事業応募促進報奨金交付要綱」に基づき、提案報奨金を支払う予定である。

### 8.5 問合せ先

横浜市 資源循環局 適正処理計画部 施設計画課 し尿等受入施設整備担当

住所 〒231-0005 横浜市中区本町六丁目 50 番地の 10 市庁舎 23 階

電話番号 045-671-2542

ファクシミリ番号 045-664-9490

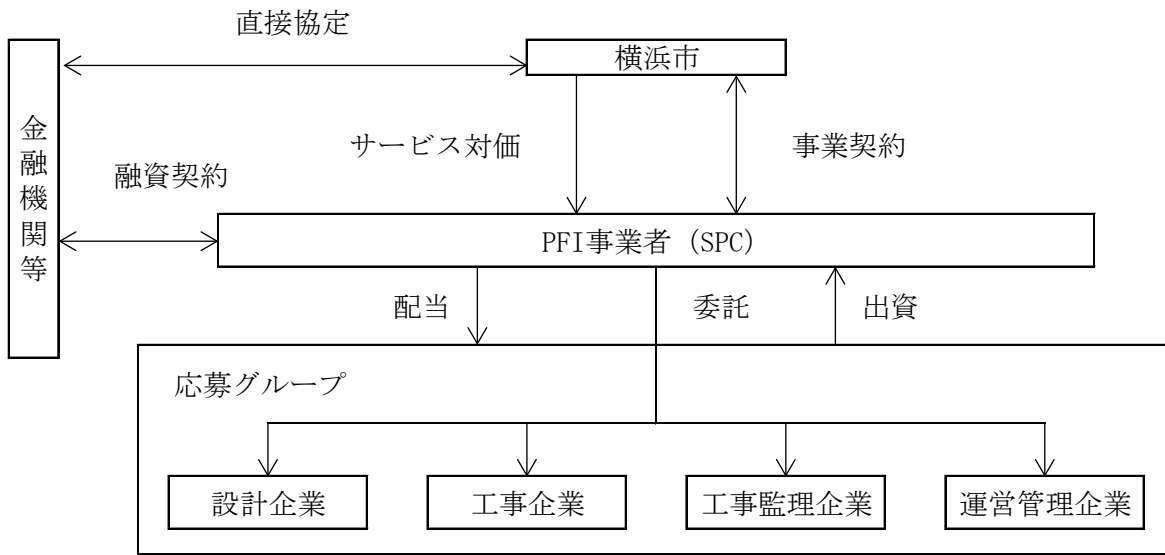
電子メールアドレス sj-shinyoseibi@city.yokohama.lg.jp

URL

※なお、公平を期すため、事業の内容等についての回答はホームページに公表して行い、電話や窓口等での直接回答は行わない。

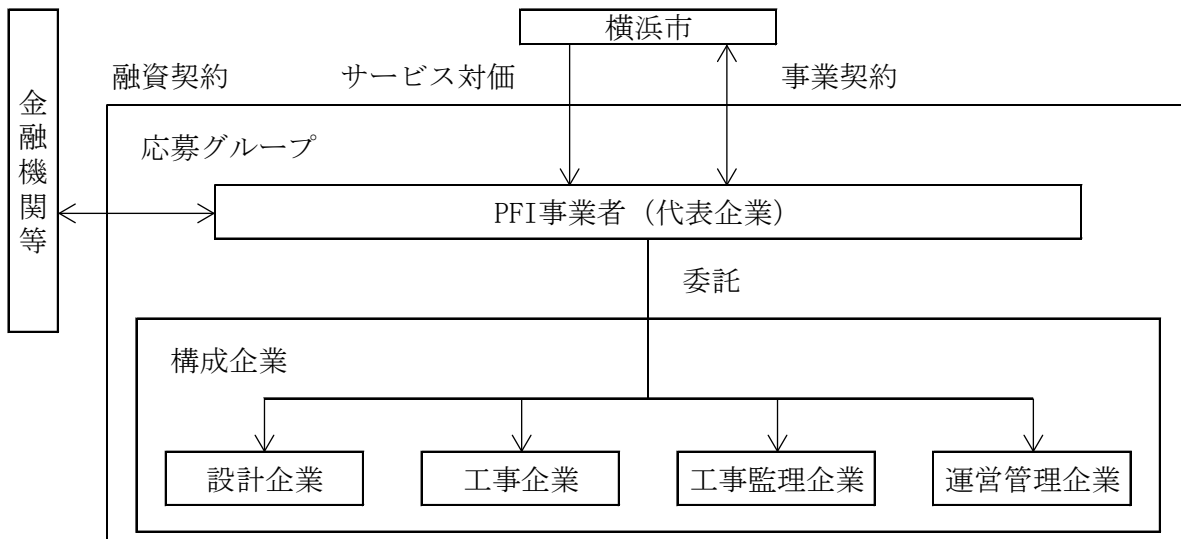
【添付資料1 事業スキームの参考イメージ】

〔応募グループがSPC を設立する場合の事業スキーム（イメージ）〕



※応募グループ（構成企業、協力企業）  
協力企業はSPCに出資しない者

〔応募グループがSPC を設立しない場合の事業スキーム（イメージ）〕



※応募グループ（構成企業）

【添付資料2 リスク分担表（案）（1/3）】

共通事項

リスクの種類	リスク内容	負担者	
		市	PFI事業者
構想・計画リスク	1 市の政策変更による事業の変更・中断・中止	○	
入札説明書リスク	2 入札説明書等の誤り・内容の変更	○	
	3 事業提案書等のPFI事業者が提案した内容の誤り・内容の変更		○
契約締結リスク	4 市の事由による契約締結の遅延・中止	○	
	5 PFI事業者の事由による契約締結の遅延・中止		○
議会議決リスク	6 PFI事業者の事由による議会の不承認		○
	7 上記以外の事由による議会の不承認	○	
許認可取得リスク	8 市の事由による許認可等取得遅延	○	
	9 上記以外の事由による許認可等取得遅延		○
法令変更リスク	10 法制度・許認可の新設・変更によるもの (本事業に直接の影響を及ぼすもの)	○	
	11 上記以外の法制度・許認可の新設・変更によるもの		○
消費税変更リスク	12 サービス対価にかかる消費税の変更によるもの	○	
	13 上記以外の消費税の変更によるもの		○
税制変更リスク	14 法人の利益にかかる税制度の変更によるもの (法人税率など)		○
	15 本事業に直接影響を及ぼす税制度の変更によるもの	○	
住民対応リスク	16 本事業の実施そのものに関する住民反対運動、訴訟、 要望への対応に関するもの	○	
	17 PFI事業者の提案内容及びPFI事業者が行う業務（調 査・工事・維持管理・運営等）に起因する住民運動に 関するもの		○
環境リスク	18 PFI事業者が行う設計・建設(改修)、維持管理・運営 等の業務に起因する環境の悪化		○
	19 市が行う業務に起因する環境の悪化	○	
第三者賠償リスク	20 PFI事業者の業務範囲に関する事故等によるもの		○
	21 上記以外によるもの	○	
安全確保リスク	22 設計・建設(改修)及び、維持管理・運営等における 安全性の確保		○
保険リスク	23 設計・建設(改修)及び維持管理・運営等のリスクを カバーする保険		○
金利変動リスク	24 サービス対価にかかる基準金利確定前の金利変動によ るもの	○	
	25 サービス対価にかかる基準金利確定後の金利変動によ るもの		○
物価変動リスク	26 インフレ・デフレ(物価変動)にかかる費用増減リス ク(一定の範囲内)		○※
	27 インフレ・デフレ(物価変動)にかかる費用増減リス ク(一定の範囲を超えた部分)	○	

※事業者及び市の負担する金額の範囲は、入札公告時に明らかにする。

【添付資料2 リスク分担表（案）（2/3）】

共通事項

リスクの種類	リスク内容		負担者	
			市	PFI事業者
資金調達リスク	28	PFI事業者の資金調達に関するもの		○
構成企業・協力企業リスク	29	構成企業・協力企業の能力不足等による事業悪化		○
関連業務に関するリスク	30	市が本施設に関連して別途発注する業務において、市が使用する第三者にかかる責任	○	
既存施設の瑕疵に関するリスク	31	契約締結前に予期することができない既存施設の瑕疵に起因する費用増大	○	
債務不履行リスク	32	市の事由による事業の中止・延期	○	
	33	PFI事業者の事由による（事業破綻、事業法規など）事業の中止・延期		○
臨機の措置に関するリスク	34	災害防止等のための臨機の措置に要した費用（一定の範囲内）		○※
	35	災害防止等のための臨機の措置に要した費用（一定の範囲を超えるもの及び市の請求によるもの）	○	
不可抗力リスク	36	戦争、暴動、天災等による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止等によって生じた損害（一定の範囲内）		○※
	37	戦争、暴動、天災等による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止等によって生じた損害（一定の範囲を超えるもの）	○	

※事業者及び市の負担する金額の範囲は、入札公告時に明らかにする。

設計・建設（改修）段階

リスクの種類	リスク内容		負担者	
			市	PFI事業者
調査リスク	1	市が実施した調査に関するもの	○	
	2	PFI事業者が実施した調査に関するもの		○
設計リスク	3	市の事由による（市の事由による設計変更、提示条件等の不備・変更など）遅延・費用の増大	○	
	4	PFI事業者の事由による遅延・費用の増大		○
工事遅延リスク	5	市の事由による（市の事由による設計変更、提示条件等の不備・変更など）遅延・費用の増大	○	
	6	PFI事業者の事由による遅延・費用の増大		○
施設性能リスク	7	要求水準不適合（施工不良を含む）		○
工事監理リスク	8	工事監理の不備による工事内容の変更・費用の増大		○
引渡前損害リスク	9	市の事由による施設の損害	○	
	10	PFI事業者の事由による施設の損害		○

【添付資料2 リスク分担表（案）（3/3）】

維持管理・運営段階

リスクの種類	リスク内容		負担者	
			市	PFI事業者
事業開始遅延リスク	1	市の事由による事業開始の遅延	○	
	2	PFI事業者の事由による事業開始の遅延		○
施設の契約不適合リスク	3	契約不適合責任期間中に発見された施設の契約不適合に関するもの		○
	4	契約不適合責任期間終了後に発見された施設の契約不適合に関するもの	○	
維持管理・運営内容変更リスク	5	市の事由による事業内容の変更・費用の増大	○	
	6	PFI事業者の提案・要望による業務の変更・費用の増大		○
搬入量変動リスク	7	各年度における計画年間処理量の範囲内（範囲は事業契約で規定）		○
	8	各年度における計画年間処理量の範囲から逸脱する処理（範囲は事業契約で規定）	○	
光熱水費リスク	9	維持管理の不備による使用量・費用の増大		○
	10	上記以外によるもの	○	
施設損傷リスク	11	市の事由による施設の損傷	○	
	12	PFI事業者の事由による施設の損傷		○
施設改修リスク	13	本市の事由による施設の改修・費用の増大	○	
	14	要求水準不適合等、PFI事業者の事由による施設の改修・費用の増大		○

事業終了時

リスクの種類	リスク内容		負担者	
			市	PFI事業者
事業終了時の手続リスク	1	事業終了に伴う諸手続き及び諸費用の発生、PFI事業者の清算手続に伴う損益等		○
事業終了時の要求水準不適合リスク	2	事業終了時の施設の状態の要求水準不適合		○